

第 9 5 号議案

足立区公契約条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区公契約条例の一部を改正する条例

足立区公契約条例（平成 2 5 年足立区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「1 億 8 千万円」を「1 億円」に改める。

第 7 条第 1 号中「労働報酬下限額」の次に「（以下この条において「労働報酬下限額」という。）」を加え、同条中第 9 号を第 1 3 号とし、第 8 号を第 1 2 号とし、第 7 号を第 1 1 号とし、第 6 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（10） 第 8 号及び前号の場合において、受注関係者は、受注者から報告若しくは立入調査に協力し、又は是正措置を講ずることを求められたときは、速やかに応じること。

第 7 条第 5 号中「立入調査」の次に「があった場合は、これ」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 4 号イ中「第 9 条第 1 項の規定により区長が定める労働報酬下限額」を「労働報酬下限額」に改め、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

（6） 受注者及び受注関係者は、労働者等に対し、当該各労働者等に適用される労働報酬下限額又は職種を通知しなければならないこと。

（7） 受注者又は受注関係者は、公契約に係る業務の契約において、この条例の規定を遵守する旨を定めること。

第 7 条第 3 号中「氏名、職種、従事した時間その他規則で定める事項を記載した台帳を作成し、当該記載事項について、」を「賃金等、労働

時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が法令等に適合し、適正なものであることを」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 受注者及び受注関係者は、当該各労働者等に適用される労働報酬下限額、労働者等が公契約に係る業務に従事した時間その他区長が定める事項を記録し、これを保存しなければならないこと。

第9条第1項第2号中「臨時職員の賃金単価」を「常勤職員、会計年度任用職員の給与」に改める。

第17条中「で、規則で定めるもの」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区公契約条例第6条及び第17条の規定は、施行日以後に締結される工事又は製造の請負の契約及び施行日以後に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）と締結する公の施設の管理に関する協定（この条例の公布の日前に公募手続を開始したものを除く。）について適用し、施行日前に締結した工事又は製造の請負の契約並びに施行日前に指定管理者と締結した公の施設の管理に関する協定及び施行日以後に指定管理者と締結した公の施設の管理に関する協定（この条例の公布の日前に公募手続を開始したものに限る。）については、なお従前の例による。

(提案理由)

条例を適用する範囲を拡大するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。